

脊振小中学校コミュニティ・スクール運営要綱

令和6年4月1日告示

第1条（名称）

本会は、「脊振小中学校コミュニティ・スクール運営要綱」に基づく運営協議会で、名称を「脊振小中学校運営協議会」とし、通称名を「脊振小中学校コミュニティ・スクール」とする。

第2条（趣旨）

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5及び神崎市学校運営協議会の設置等に関する規則（教委規則第114号）に基づき、脊振小中学校運営協議会（以下「協議会」という。）としての運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第3条（目的）

協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、神崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の参画や協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

第4条（組織）

本会は、協議会委員により構成する。

第5条（所掌事項）

本会は、「脊振小中学校コミュニティ・スクール運営要綱」に示された次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 小中校長が作成する「脊振小中学校運営方針」「脊振小中学校教育課程」について承認する。
- (2) 「脊振小中学校運営方針」「脊振小中学校教育課程」の実現にむけた教育活動の円滑な推進について協議する。
- (3) 「脊振小中学校運営方針」「脊振小中学校教育課程」の実現にむけた保護者・地域住民の学校参画や協力について協議する。
- (4) 学校教育法施行規則第67条（同規則第79条で準用する場合も含む）に規定する評価を行う。
- (5) 地域教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第5項に規定する意見について、協議する。

第6条（学校運営等に関する意見）

協議会は、学校運営全般について教育委員会又は対象学校の校長に意見を述べることができる。

2 協議会は、第3条に定める目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由して、佐賀県教育委員会に意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長に意見を聴取するものとする。

第7条（学校運営等に関する評価）

協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

第8条（住民の参画の促進のための情報提供）

協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に発信し、教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進できるよう努めるものとする。

第9条（委員の任命）

委員は15人以内とし、保護者、地域住民、学校運営に資する活動を行う者、校長、教職員、学識経験者、関係行政機関職員等から教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 対象学校の校区の住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者ほか、教育委員会が適当と認める者

第10条（守秘義務等）

委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退任後も同様とする。その他、協議会及び学校運営に支障をきたす行為を禁止する。

第11条（任期）

委員の任期は任命の日から当該年度末までとする。ただし、再任することができる。続けての任期期間は8年間までとする。

第12条（報酬）

委員の報酬は、神崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年神崎市条例第39号）の定めるところによる。

第13条（会長及び副会長）

協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。ただし、校長及び教職員は会長・副会長となることができない。

第14条（会議）

会議は会長が招集し、議長となる。委員半数以上の出席で成立し、議事は過半数で決する。意見申出は3分の2以上で決する。

第15条（会議の公開）

会議は原則公開できるものとする。ただし、職員の採用等や特別の事情がある場合は非公開とする。

第16条（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

教育委員会は、協議会の運営状況のついて的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

第17条（委員の解任）

教育委員会は、辞任申出、守秘義務違反等の場合に委員を解任できる。理由を示し、弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

第18条（補則）

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。